

福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り「災害の少ない都市をつくる」ことを目的に、木造住宅の所有者が行う耐震改修工事の補助金の交付について、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 福井市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法又は桝組壁工法による自ら居住し又は耐震改修後に居住を開始するために所有する一戸建て木造住宅(併用住宅で、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。)で、3階建て以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めている「一般診断法」または、「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 耐震診断(伝統耐震診断法) 地盤と建物の固有周期、共振性能係数、最大振幅応答倍率を計測、解析して行う耐震診断をいう。
- (4) 診断評点 耐震診断により算出される上部構造評点をいう。
- (5) 評価指数 耐震診断(伝統耐震診断法)により算出される動的耐震性能評価指数をいう。
- (6) 補強計画 耐震改修工事を行うための計画で、改修後の診断評点又は評価指標を算出したものをいう。
- (7) 耐震改修工事 木造住宅の耐震性の向上を目的に耐震診断士が行った補強計画に基づく補強工事をいう。
- (8) 耐震改修工事(伝統耐震診断法) 木造住宅の耐震性の向上を目的に伝統耐震診断士が行った補強計画に基づく補強工事をいう。
- (9) 耐震診断士 福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、知事から登録を受けた者をいう。
- (10) 伝統耐震診断士 第3号に規定する耐震診断(伝統耐震診断法)を行う能力を有する者をいう。
- (11) 特定居室 直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居室のうち、最低1室以上を含む範囲で、1階にあるものをいう。
- (12) 部分診断評点 部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断に準じて算出される構造評点をいう。
- (13) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊等の被害から生命を保護することを目的として、木造住宅内に設置する装置をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助の対象となる木造住宅の個人所有者。ただし、特段の理由により所有者が耐震改修

工事を実施できない場合は、市長が適当と認める者。

(2) 市税の滞納がない者

- 2 国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象となる木造住宅)

第 4 条 補助の対象となる木造住宅は、福井市木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱等に基づく耐震診断を行い、診断評点が 1 . 0 未満又は評価指標が 3 0 を超えるものとする。

- 2 前項の木造住宅は、過去にこの要綱等に基づく耐震改修補助を受けていないものとする。

(補助対象となる耐震改修工事)

第 5 条 補助の対象となる耐震改修工事は、改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

(1) 住宅全体の耐震改修工事で、改修後の住宅全体の診断評点が 1 . 0 以上となるもの又はこれと同等以上の耐震性能を有するもの。

(2) 前号による耐震改修工事の実施が困難な場合で、改修後の住宅全体の診断評点が 0 . 7 以上となるもの。

(3) 特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事で、次に掲げる要件を満たすもの。

ア 改修後の部分診断評点が 1 . 5 以上となるもの。

イ 特定居室に影響のある基礎及び床の仕様が、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている仕様 又は仕様 を満たすもの。

(改修後に仕様を満たすものを含む。)

- 2 前項第 1 号及び第 2 号の改修後の診断評点並びに第 3 号の改修後の部分診断評点は、耐震診断士が行った補強計画によるものとする。

- 3 第 1 項各号の耐震改修工事は、耐震診断士が工事監理を行い、前項の改修後の診断評点とおりの耐震性能があることを、工事完了後に耐震診断士が証明するものとする。

(補助対象となる耐震改修工事 (伝統耐震診断法))

第 6 条 補助の対象となる耐震改修工事 (伝統耐震診断法) は、伝統耐震診断士が行った補強計画によるものとし、改修後に診断評点 1 . 0 以上と同等の耐震性能を有するものとする。

- 2 前項の耐震改修工事は、改修後に耐震性能があることを伝統耐震診断士が耐震診断を行うことにより確認するものとする。

(補助対象となる耐震シェルターの設置)

第 7 条 補助の対象となる耐震シェルターは、次の各号いずれかに該当するもので、一部屋型のものとする。

(1) 都道府県、地方公共団体における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県、地方公共団体で補助対象として認められたもの

(2) 国又は公的機関の認定・試験等によりその性能が認められたもの

- (3) その他市長が前 2 号に掲げるものと同等以上の機能を有すると認めたもの
- 2 補助の対象となる経費は、耐震シェルターの本体、運搬及び整備並びに床の補強工事に要する費用とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する費用は、補助の対象としない。
- (1) 耐震ベッド、防災ベッド等の購入又は設置に係る費用
- (2) 耐震テーブル、防災テーブル等の購入又は設置に係る費用
- 4 耐震シェルターの設置において工事請負契約を締結しないものは、補助の対象としない。
- 5 1 棟の住宅に耐震シェルターの設置を 2 か所以上にわたり行う場合は、耐震シェルター設置のうち、1 か所のみを補助の対象とする。

(補助金の額)

第 8 条 耐震改修に対する補助金の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 条第 1 項の耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1 7 5 万円を限度とする。)

- (2) 第 5 条第 1 項第 3 号の耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、3 7 万 5 千円を限度とする。)

- (3) 第 7 条第 1 項の耐震シェルター設置

耐震シェルターの本体及び設置に要する費用(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、3 7 万 5 千円を限度とする。) 2 前項に規定する耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事に要する費用には、設計及び工事監理に要する費用を含めない。

(申請書の審査)

第 9 条 この補助金を受けようとする者(以下「対象者」という。) は、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第 1 - 1 号) に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査結果を福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号) により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 3 対象者は、前項の通知がある前に耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事の契約を締結してはならない。

(変更及び辞退)

第 1 0 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた対象者が、申請の内容を変更する場合は、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更申請書(様式第 3 号) を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の計画変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更承認通知書(様式第 4 号) により通知

するものとする。

- 3 対象者は、前項により承認を受けた申請の内容の変更により、耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事の契約を再締結したときは、速やかに再締結した契約書の写しを市長に提出しなければならない。
- 4 前条第2項の通知を受けた対象者が、申込みを辞退する場合は、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（工事着手届）

第11条 対象者は、耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事に着手したときは、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金工事着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了期限）

第12条 対象者は、別に定める日までに耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事を完了しなければならない。

（工事の完了及び補助金額確定）

- 第13条 対象者は、耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事が完了したときは、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業工事完了届（様式第7-1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届の提出を受けたときは、審査を行い、適合すると認めたときは、補助金交付の額の確定を行い、対象者に対して福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

- 第14条 対象者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 2 対象者が耐震改修工事又は耐震シェルター設置工事の契約を締結した者に補助金の受領を委任する場合は、代理受領に係る委任状（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して支払いを行うこととする。ただし、前項の代理受領に係る委任状を提出された場合は、委任を受けた者に支払いを行うこととする。

（調査等）

第15条 市長は、この要綱に基づく耐震改修工事等に関して必要な調査を行うことができる。

（交付の取消し）

- 第16条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）虚偽その他の不正行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) その他、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第 1 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類等の保管)

第 1 8 条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第 1 9 条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第 2 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 2 3 年 4 月 1 日までに耐震診断を受け、補強計画を作成した者が耐震改修工事を行う場合については、従前の補強計画による耐震改修工事を行うことができる。

(失効)

3 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。